

## 定例監査及び随時監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果及び同条第5項に基づく随時監査の結果（令和8年1月5日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和8年2月18日

山形市監査委員 山 川 稔 彦  
同 伊 藤 明 彦  
同 鈴 木 進

(様式)

環 第1559号  
令和8年1月30日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

環境部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和8年1月5日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
環境課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 山形市タヌキ・ハクビシン捕獲等費補助金の交付事務において、次のようなものがあった。 (1) 補助金交付申請書に添付された事業計画書に記載の事業者と見積書の事業者が異なったまま受理し、補助金の交付決定がされているもの (2) 補助金交付決定日より前に補助対象事業が実施されているもの  (3) 消費税等相当額報告書が提出されていないもの	1  (1) 申請書類の確認用チェックリストを作成し、補助金交付決定伺の前にダブルチェックを行い、同様のミスが起きないように適切な事務処理を行います。 (2) 市ホームページに掲載している補助金の手続きの流れに着手の時期を追記し、補助金交付決定通知の受理後に事業を開始するよう申請者に対し周知徹底します。 また、補助金交付申請時からの一連の手続きについて、申請受付者とは別の職員でのダブルチェックを徹底します。 (3) 個人に対する補助金であるため、今後は要綱から規定及び様式を削除し、補助金交付要綱制定伺の起案に、要綱への規定が不要となった内容を記載するよう改めます。

	<p>2 備品の管理において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 使用されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振動計</li> <li>・ 公害測定器 1 / 3 オクターブ分析器</li> <li>・ データレコーダー (録音機)</li> </ul> <p>(2) 市有物品の無償貸付について、決裁を得ていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バードプロテクター</li> </ul>	<p>2</p> <p>(1) 使用しないと判断した備品については返納手続きが完了しており、今年度中に処分します。</p> <p>(2) 無償貸付について決裁を得たうえで、貸出の実施要領を直ちに定め、今後は実施要領に則り貸出を実施するよう改めます。</p>
--	---	--

(様式)

教(総)第485号

令和8年1月30日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

山形市教育委員会定例監査及び随時監査結果についての措置状況(通知)

令和8年1月5日付けで通知のあった定例監査及び随時監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 定例監査

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
学校教育課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 小中学校楽器運搬費補助金の交付事務において、次のようなものがあった。 (1) 事業実施後に補助金交付決定が行われているもの  (2) 事業完了後に提出された補助金変更承認申請で変更交付決定されているもの  (3) 補助金交付決定伺に名称、補助目的、交付理由、補助対象とする事業内容及び金額、交付の方法が記載されていないもの	1  (1) 補助金に係る事務執行において、適正な事務処理を行うよう、課内の教員を含む全職員に周知徹底を行いました。 今後は、事業実施前に補助金の交付決定を行うよう徹底してまいります。 (2) 山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守し、適正な事務処理を行うよう、課内の教員を含む全職員に周知徹底を行いました。 今後は、補助金変更承認申請を事前に提出するよう学校に周知徹底してまいります。 (3) 山形市財務会計の手引に基づいた適正な事務処理を行うよう、課内の教員を含む全職員に周知徹底を行いました。 今後は、財務会計の手引を遵守し、適切な補助金交付事務を行ってまいります。

	<p>2 山形・上山地区教科用図書採択協議会の経理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 団体の運営に必要な経理事務等に関する規程が整備されていないもの</p> <p>(2) 立替払をしているもの</p> <p>(3) 起案において専決権のない者が決裁しているもの</p>	<p>2</p> <p>(1) 経理事務等に関する規程を、令和7年度中に整備し、適正な事務執行に取り組んでまいります。</p> <p>(2) 立替払は厳に慎み、適正な経理事務を執行してまいります。</p> <p>(3) 処務規定を整備し、適正な事務執行を行ってまいります。</p>
高瀬小学校	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p>	
	<p>1 就学援助費の支給事務において、就学援助費の学校入金用口座の預金残高（利子分）が物品購入に支出されていた。</p>	<p>1 教育委員会の通知も踏まえ、就学援助の通帳は利子も含めて公費という意識をもって事務手続を行ってまいります。</p> <p>再発防止のため、通帳の表紙にも、利子は使用しない旨を明記いたします。</p>
第五中学校	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p>	
	<p>1 就学援助費の支給事務において、就学援助費の学校入金用口座の預金残高（利子分）が物品購入に支出されていた。</p>	<p>1 教育委員会からの通知を踏まえ、今後は適切な事務手続を行ってまいります。</p> <p>利子の取扱いについては、通帳に使用しない旨を明記し、就学援助担当者の確認事項として確実に引き継ぐことといたします。</p>
第三中学校	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p>	
	<p>2 防火対策において、消防計画に基づく回数の消防訓練を実施していなかった。</p>	<p>2 火災が発生しない地震を想定した避難訓練も含めて消防計画に記載していました。</p> <p>今後は適正な消防計画を定め、計画に基づく回数の消防訓練を実施してまいります。</p> <p>また、人事異動等により担当者が変更となった場合においても、上記に関する事項について確実に引継ぎを行い、組織として遵守を徹底してまいります。</p>

	<p>4 出勤簿の整理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(2) 山形市教育委員会服務規程に定める出退勤時刻の記録がないもの</p>	<p>4</p> <p>(2) 技能技師に対して休日等における時間外勤務時の出退勤管理の取扱いを改めて指導し、教頭及び事務職員がタイムカードへの出退勤時刻の記入漏れや誤りがないか等の確認を1月ごとに実施することで、適正な出勤管理を徹底してまいります。</p>
東沢小学校	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p>	
	<p>3 時間外勤務手当の支給事務において、時間外勤務手当の支給額に誤りがあるものがあった。</p>	<p>3 直ちに書類・入力内容を是正し、対象の職員への遡及を行い、時間外手当の不足分を支払いました。</p> <p>今後は適正な事務処理を行ってまいります。</p>
	<p>4 出勤簿の整理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 週休日の振替(4時間の勤務時間の割振変更)簿が、改めて作成されていないもの</p>	<p>4</p> <p>(1) 直ちに書類を作成いたしました。</p> <p>今後は適正な事務処理を徹底してまいります。</p>
第七中学校	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p>	
	<p>4 出勤簿の整理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(2) 山形市教育委員会服務規程に定める出退勤時刻の記録がないもの</p>	<p>4</p> <p>(2) 技能技師自身が出退勤時刻の記録管理を徹底するとともに、教頭及び事務職員が毎月月末に、「時間外(休日)勤務命令及び確認票」等と照らし合わせ、タイムカードへの記入漏れや記入誤りがないか等を確認することで、適正な出勤管理を徹底してまいります。</p>

## 2 随時監査

課等名	監査の結果	措置状況
教育企画課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p>	

	<p>1 行政財産目的外使用許可事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 建物の㎡単価の算定に誤りがあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山形市立第十小学校（放課後児童クラブ設置のため）</li> <li>・ 山形市立大郷小学校（放課後児童クラブ設置のため）</li> <li>・ 山形市立出羽小学校（放課後児童クラブ設置のため）</li> <li>・ 山形市立高瀬小学校（放課後児童クラブ設置のため）</li> <li>・ 山形市立東沢小学校（放課後児童クラブ設置のため）</li> <li>・ 山形市立第三中学校（公衆電話設置のため）</li> <li>・ 山形市立第五中学校（公衆電話設置のため）</li> </ul> <p>(2) 許可する建物等の面積算定に誤りがあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山形市立大郷小学校（放課後児童クラブ設置のため）</li> </ul>	<p>1</p> <p>(1) 建物の㎡単価の算定を含む行政財産目的外使用料の算定方法にかかる関係規程等について再確認を行いました。      今後は、単価の算定について複数人での確認を徹底してまいります。</p> <p>(2) 行政財産目的外使用許可事務の面積算定方法について再確認を行いました。      今後は、面積の算定について複数人での確認を徹底してまいります。</p>
--	--	--